

半田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく基準該当事業所の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号に規定する基準該当サービス（以下「基準該当サービス」という。）を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(登録の基準)

第3条 基準該当事業所は、この要綱で定めるところにより、市長の登録を受けることができる。

2 市長は、基準該当事業所が、法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障がい福祉サービス基準」という。）に規定する基準該当サービスに関する基準を満たし、これらの基準に従って事業を継続的に運営することができる^{と認める場合に}前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当事業所が指定障がい福祉サービス基準に規定する指定障がい福祉サービスに関する基準を満たし、指定障がい福祉サービス事業所の指定を受けることができる^{と認めるときは}、登録しないことができる。

(登録の申請)

第4条 前条の規定により登録を受けようとする者は、基準該当サービスの種類及び基準該当サービスの事業を行う事業所ごとに、基準該当事業所登録申請書（様式第1。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業所の平面図

- (2) 事業所の設備の概要(特例介護給付に係る事業に限る。)
- (3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (4) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所(介護給付に係る事業に限る。)
- (5) 運営規程
- (6) 利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態
- (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (9) その他登録に関し市長が必要と認める事項

(登録の通知)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により登録したときは、基準該当事業所登録通知書(様式第2)により、当該登録を受けた事業者(以下「登録事業所」という。)に通知するものとする。

(変更の届出等)

第6条 登録事業所は、第4条各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに基準該当事業所登録事項変更届出書(様式第3)に当該変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業所は、基準該当サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、当該事業に従事する従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添えて、基準該当事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4)により市長に届け出なければならない。

(基準該当サービスに係る特例介護給付等の支給)

第7条 市長は、基準該当サービスの支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「支給決定障がい者等」という。)が登録事業者から当該サービスを受けた場合において必要と認めるときは、特例介護給付費等を支給するものとする。

- 2 前項の特例介護給付費等の額は、当該基準該当サービスについて法第30条第2項の規定により算定した費用の額とする。

(特例介護給付費等の代理受領)

第 8 条 登録事業所は、あらかじめ法第 30 条第 1 項第 2 号に該当する場合に支給する特例介護給付費等の代理受領に係る申出書(様式第 5)を市長に提出している場合において、支給決定障がい者等が、当該登録事業所から基準該当サービスを受けたとき(当該支給決定障がい者等が当該登録事業所に受給者証を提示したときに限る。)は、当該支給決定障がい者等からの委任に基づき、当該支給決定障がい者等が支払うべき当該基準該当サービスに要した費用について、特例介護給付費等として当該支給決定障がい者等に対して支給されるべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障がい者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。

3 登録事業所は、第 1 項の規定による支払を受けた場合には、当該支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る特例介護給付費等の額を通知しなければならない。

4 市長は、登録事業所から特例介護給付費等の請求があったときは、指定障がい福祉サービス基準に規定する基準該当サービスに関する基準に照らして審査の上、支払うものとする。

5 市長は、前項の規定による審査及び支払に関する事務のうち、支払に係る事務を国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託する。

6 登録事業所は、その提供した基準該当サービスについて、第 1 項の規定により、当該基準該当サービスの利用者である支給決定障がい者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、当該基準該当サービスを提供した際に、当該支給決定障がい者等又はその扶養義務者から利用者負担額として、特例介護給付費等基準額から当該登録事業所に支払われる特例介護給付費等の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

7 登録事業所は、基準該当サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした支給決定障がい者等に対し、領収証を交付しなければならない。

8 前項の領収証においては、基準該当サービスについて、支給決定障がい者等から支払を受けた費用の額のうち、特例介護給付費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(代理受領の例外)

第9条 支給決定障がい者等は、前条の規定による代理受領が行われない場合において特例介護給付費等の支給を受けようとするときは、特例介護給付費等支給申請書(様式第6)に特例介護給付費等の対象となる費用の支払を証明する書類その他別に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、指定障がい福祉サービス基準に規定する基準該当サービスに関する基準に照らして審査の上、これを支払うものとする。

2 前項の規定により特例介護給付費等を支払うときは、特例介護給付費等支給(不支給)決定通知書(様式第7)により当該支給決定障がい者等に通知するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、特例介護給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、法第9条に定めるもののほか、登録事業所若しくはその従業者(以下「登録事業所等」という。)又は登録事業所等であった者に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は当該職員の関係者に対して質問させ、若しくは基準該当サービスの事業を行う事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪審査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第3条の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けたとき。
- (2) 登録事業所が第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 登録事業所が特例介護給付費等の請求に関し不正を行ったとき。
- (4) 登録事業所等が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業所等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 登録事業所が不正の手段により基準該当事業所の登録を受けたとき。

(登録事業所に係る情報の提供)

第13条 市長は、第8条第5項に規定する事務の委託を行うため、登録事業所に係る情報（第6条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次に掲げるものを愛知県に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地

- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 基準該当事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

基準該当事業所登録申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
(開設者) 名称
代表者

半田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当事業所の登録等に関する要綱に規程する基準該当事業所の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

〈基本情報〉

異 動 年 月 日	年 月 日			
事 業 所 番 号				
申 請 (開 設) 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市		
	法人等の種別		法人所轄庁	
	連絡先 電話番号		FAX番号	
代 表 者	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ	氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 郡・市		
事 業 所	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市		
	連絡先 電話番号		FAX番号	

〈サービス情報〉

実施サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・生活介護・児童デイサービス・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労継続支援(B型)							
管 理 者	フリガナ		住所	(郵便番号 —) 県 郡・市				
	氏 名							
該 基 準	登録市町村名							
	受領委任の有無	1 なし 2 あり						
	登録開始年月日	年 月 日						
事業開始年月日	年 月 日							
主 たる 対 象 者	居宅介護	特定無し・身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者						
	重度訪問介護	特定無し・加算対象者以外						
	行動援護	特定無し・知的障がい者・障がい児・精神障がい者						
	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(B型)	特定無し	身体障がい者		知的障がい者 精神障がい者			
		細分無し	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語	内部障がい		

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長 印

基準該当事業所登録通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当事業所の登録等に関する要綱に規定する基準該当事業所として登録しましたので通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 事業所番号
- 5 登録年月日
- 6 サービスの種類

様式第3(第6条関係)

基準該当事業所登録事項変更届出書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
(開設者) 名称
代表者

下記のとおり、登録内容に変更が生じたので届け出ます。

		事業所番号			
登録内容を変更した事業所		名称			
		所在地			
		サービスの種類			
変更があった事項		変更の内容			
1	申請(開設)者 名称	(変更前)			
	主たる事務所の所在地				
2	代表者 氏名及び住所				
3	事業所 名称			(変更後)	
	事業所の所在地				
4	管理者 氏名及び住所				
5	事業所の設備等の概要				
6	従事者の勤務体制及び勤務形態				
7	その他				
変更年月日		年 月 日			

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
 2 当該変更の内容を証する書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第4(第6条関係)

基準該当事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
(開設者) 名称
代表者

下記のとおり、事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

	事業所番号	
廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
休止予定期間(休止の場合)	年 月 日 ~ 年 月 日	

(注)1 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第5（第8条関係）

年 月 日

特例介護給付費等の代理受領に係る申出書

半田市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者

下記のとおり特例介護給付費等の代理受領について申し出ます。

記

- 1 申請者名
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 事業所番号

様式第6 (第9条関係)

特例介護給付費等 支給申請書

【 年 月分】

半田市長様

年 月 日

下記のとおり、関係書類を添えて特例介護給付費等の支給を申請します。

フリガナ							受給者番号				
申請者氏名											
申請者生年月日	明・大・昭・平	年	月	日							
居住地	〒						電話番号				
フリガナ							生年月日	昭和	年	月	日
支給決定に係る児童氏名							平成				
特例介護給付費等 請求額							円				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下記の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
	電話番号		

上記に関する特例介護給付費等を、下記の口座に振り込んで下さい。

	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通	2 当座	3 その他
	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード				
	フリガナ					
	口座名義人					

(注意) この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

市町村記入欄

領収書確認欄	サービス提供証明書確認欄	備 考

特例介護給付費等 支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒475-
半田市
様

半田市長 印

先に申請のありました特例介護給付費等については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		申請者氏名	
--------	--	-------	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例介護給付費等 申請額	円		
支給決定の内容			
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給・減額 の理由			

審査請求

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、診査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

半田市地域福祉課障がい者援護担当
住 所 半田市東洋町2-1
電話番号 0569-21-3111
内 線